

令和3年4月27日

保護者 様

埼玉県立草加南高等学校長 川田 清隆

まん延防止等重点措置期間における部活動について（お知らせ）

平素より本校の教育活動及び新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について、ご理解とご協力をいただき感謝を申し上げます。

さて、埼玉県教育委員会より「まん延防止等重点措置実施期間における県立学校の部活動について」が示されました。本校におきましても、感染症対策を徹底した上で、適切な部活動の運営をしていきますので、ご理解の程よろしく願いいたします。

なお、ご家庭におきましても、不要不急や密になる場所への外出や生徒同士の会食等の自粛、毎日の健康観察、検温、手洗い、マスク着用等について、徹底していただきますようお願いいたします。

記

1 期間

4月28日（水）から5月11日（火）まん延防止等重点措置実施期間

2 活動日数及び時間等

活動日数	活動時間	校外活動 合同練習・練習試合等	泊を伴う活動
7日以内	120分程度	原則禁止	禁止

\* 当該期間が対外運動競技大会やコンクール等の当日から起算して14日以内に該当する場合は『埼玉県の部活動の在り方に関する方針』及び本校の部活動の方針に基づく活動を行う。ただし、練習試合等については県内のみとする。

3 飛沫感染の可能性が高い活動（大きな発声や身体接触を伴う等）は原則として行わない。ただし、大会や発表会への出場に向けて、事故防止の観点から必要な活動は、感染対策を徹底した上で、最小限の活動とする。